

# 概略発注方式の試行について

## 1 目的

概略発注方式は、工事発注時の契約対象工種の一部分を「対象工種を除く直接工事費」に対する率で費用を1式計上し工事価格の算出を行うことで、当初契約時の入札手続きの簡素化を目指すことを目的とする。

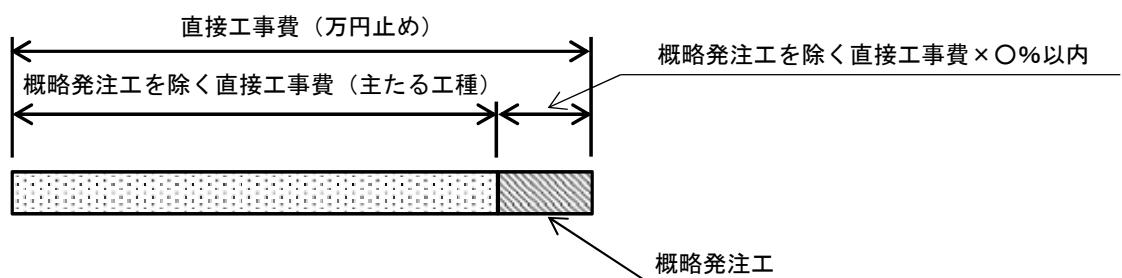
## 2 対象工事

令和元年7月1日以降に入札公告を行う建設交通部発注工事に適用できるものとする。但ただし、営繕工事は除く。

## 3 内容

当初発注時の直接工事費の中から概略発注する工種（以下、概略発注工）を選定・集約し、概略発注工を除く直接工事費の総額に対する率（%）により1式計上する。率計上の金額は、直接工事費の総額が万円止めとなるよう、算出した率以内の金額を計上する。

【概略発注方式のイメージ】



## 4 概略発注工の率及び金額の算定

(1) 概略発注工の率は、次式により算出する。

$$R = A / B \times 100$$

R : 概略発注工の率 (%) ※小数第1位止め（小数第2位以下を切り捨て）

A : 概略発注工の直接工事費の合計額 (円)

B : 概略発注工を除く直接工事費の合計額 (円)

(2) 概略発注工の金額は、次式により算出する。

$$Cg = B \times R / 100$$

$$Cg' = Cg - F$$

Cg : 端数調整前の概略発注工の金額 (円)

Cg' : 端数調整後の概略発注工の金額 (円) ※設計計上額

F : 10,000円未満の端数調整額 (円)

$Cg'$ は直接工事費の総額 ( $Cg' + B$ ) が万円止めとなるよう、算出した金額の 10,000 円未満の端数を調整した額とする。

## 5 当初設計の運用

- (1) 「主たる工種」は概略発注工の対象外とし、概略発注工の対象とする工種に制限は設けないものとする。
- (2) 概略発注工として集約する工種数に制限は設けないものとする。
- (3) 概略発注工とした複数の工種は 1 つに集約し、算出した率により 1 式計上する。
- (4) 概略発注工を含めた直接工事費の総額は万円止めとする。
- (5) 概略発注工の金額はすべての間接工事費等の対象とする。(処分費や支給品等、間接工事費等の対象とならない工種が含まれている場合も同様とする。)
- (6) 発注図面は従来どおりの記載とし、概略発注工である旨等は明示しないものとする。
- (7) 数量計算書は、数量総括表の対象工種の備考欄等に「概略発注工」と明記し、それ以外の数量の記載等は従来どおり行うものとする。
- (8) 積算参考資料閲覧設計書には、概略発注工の率及び金額の算定方法、間接工事費等の対象区分等についてを明示する。
- (9) 当初入札時において、概略発注工の率の算出や内容、金額に関する質問は、受け付けないものとする。

## 6 変更設計（精算時）の運用

- (1) 数量及び内容の変更の有無にかかわらず、概略発注工とした工種すべてを従来の積み上げ積算に変更するものとする。
- (2) 直接工事費の総額を円止めへと変更するものとする。
- (3) 数量計算書は、備考欄等の「概略発注工」という明記を削除し、従来どおりの記載に変更する。

## 7 公告文及び特記仕様書への明示

公告文及び特記仕様書には、本試行の対象工事であることを明示するものとする。

### 【記載例】

#### 公告文

- ・この工事は、契約対象工種の一部分を概略発注工として集約し、「概略発注工を除く直接工事費」に対する率で1式計上することにより工事価格の算出を行うことで、当初契約時の入札手続きの簡素化を目指す「概略発注方式」の試行工事である。
- ・「概略発注方式」の詳細については、特記仕様書、数量総括表及び積算参考資料  
閲覧設計書を参照することとする。また、概略発注工対象工種の数量及び内容変更の有無にかかわらず、積上げ積算により変更契約を行うものとする。なお、当初入札時において、概略発注工の率の算出や内容、金額に関する質問は受け付けない。

#### 特記仕様書

##### (概略発注方式の試行)

- 1 本工事は、契約対象工種の一部分を概略発注工として集約し、「概略発注工を除く直接工事費」に対する率で1式計上することにより工事価格の算出を行うことで、当初契約時の入札手続きの簡素化を目指す「概略発注方式」の試行工事である。

対象工種については数量総括表、率については閲覧設計書、及び率計上による金額の算出方法等は積算参考資料「概略発注方式の試行について」を参照のこと。

- 2 本工事の当初発注時の直接工事費の総額は万円止めとしている。
- 3 対象工種の数量及び内容変更の有無にかかわらず、概略発注工とした工種すべてを積上げ積算により変更契約するものとする。

また、変更契約時は直接工事費の総額を万円止めから円止めへと変更するものとする。